避難行動要支援者同意者名簿について【概要】

健康福祉部 社会福祉課

■避難行動要支援者名簿とは...

避難行動要支援者名簿とは、甲賀市地域防災計画に定める高齢者、障がい者、要介護者などの「避難行動要支援者」の避難支援等を実施するための基礎となる 名簿として、災害対策基本法に基づき市が作成するものです。

◇避難行動要支援者とは...

次の要件を満たされ、自宅で生活されている方

- ①高齢者(75歳以上のみの世帯)
- ②障がい者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保 健福祉手帳1級の所持者)
- ③要介護者(要介護3以上の要介護認定者)
- ④市の生活支援を受けている難病患者
- ⑤その他、支援を必要とされている者

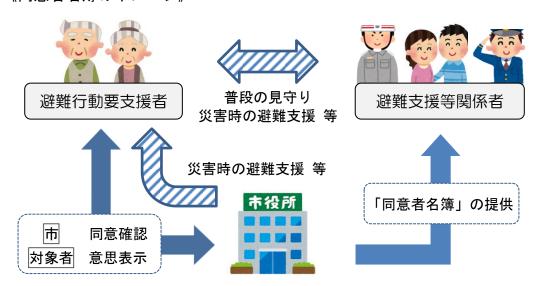


※ これまでの「災害時要援護者名簿」に登録されていた方の名簿情報は、避難行動 要支援者名簿に引き継ぎます。

■避難行動要支援者同意者名簿とは...

避難行動要支援者名簿に掲載された本人が、消防、警察、区・自治会長および 民生委員・児童委員などの「避難支援等関係者」への名簿情報の提供を同意され た情報を、市が「避難行動要支援者同意者名簿」(以下「同意者名簿」という。) として作成し、災害の発生に備えた普段からの地域での「見守り」や避難支援の 実施につなげることを目的として、年1回、避難支援等関係者に提供します。

《同意者名簿のイメージ》



■同意者名簿への登録方法

避難行動要支援者は、「個人情報提供同意書(様式1)」(以下「同意書」という。) および「甲賀市避難行動要支援者同意者名簿登録申請書(様式2)」(以下「申請書」という。) に必要事項を記入し、甲賀市役所 社会福祉課に提出。

【同意書および申請書の記入にあたっての注意事項】

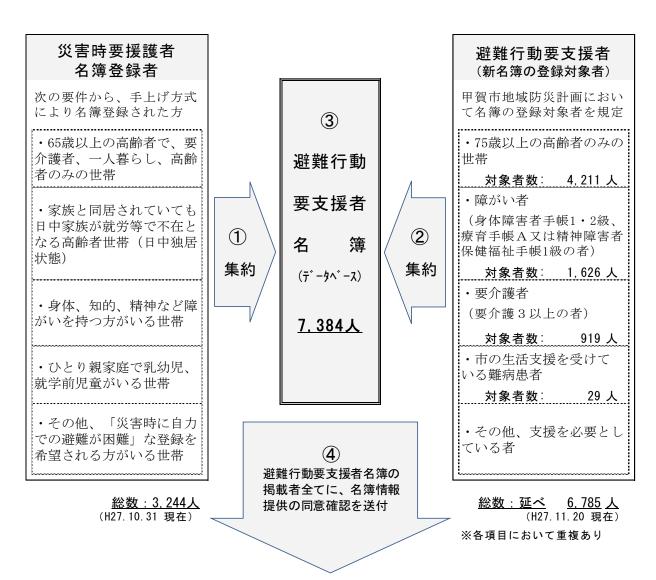
- 申請書の項目によっては、日常よく関わっておられる方とご相談し、記入すること。
- 本人の年齢や障がい等から自身で記入できない場合は、家族や介護者・支援 者など日常よく関わっておられる方が、ご本人に代わって記入すること。
- 個人情報提供同意書の同意確認には、<u>必ず「同意します。」にチェック</u>をすること。
- ※ 家族などの避難支援等により同意者名簿への登録を希望しない方は、同意書に 必要事項を記入し、「同意しません。」にチェックすること。

■同意者名簿の注意事項等

- 申請書は、記入いただける範囲で記入してください。なお、「支援者・協力員」 の項目は、近所の方や地域で関わりのある方と相談し記入していただくことで、 災害時の支援活動に役立ちます。
- 避難支援を必要とされる方自身も「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、 お住まいの家具転倒防止対策や非常用持出袋・家庭内備蓄の準備等、災害の備え を行なうとともに、周囲の方々との良い関係づくりを普段から心がけましょう。
- 災害時は、避難支援者自身が被災される場合もあります。名簿情報の提供を同意されたことで、避難支援を必ずお約束するものではありません。
- 記入された内容に変更等が生じた場合は、市へ変更の申請をしていただくほか、 区・自治会長、民生委員・児童委員にお伝えください。
- 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者には、法律に基づく個人情報の守秘 義務があります。個人情報は、適正に管理し避難支援に関わる目的以外には使用 しません。
- 災害発生時等には、避難支援等関係者への名簿情報の提供を同意されなかった 方の名簿情報についても、避難支援等関係者に提供することがあります。
- これまで市から避難支援等関係者に提供していました「災害時要援護者名簿」は、廃止します。(同意者名簿の提供時に回収させていただきます。) なお、「災害時要援護者名簿」に登録されていた方の名簿情報は、避難行動要支援者名簿に引き継ぎ、同意者名簿の作成時に本人に同意確認を行います。

避難行動要支援者同意者名簿(初版)の作成手順

- ① 現行の災害時要援護者名簿登録者を、避難行動要支援者名簿(データベース)に集約
- ② 避難行動要支援者名簿への登録対象者を、避難行動要支援者名簿(データベース)に集約
- ③ 集約したデータの重複整理等を行い、「避難行動要支援者名簿(データベース)」を作成
- ④ 避難行動要支援者名簿(データベース)の登録者に、避難行動要支援者として同名簿に登録したことの通知及び避難支援等関係者への名簿情報の提供についての同意の可否を確認(市から全ての対象者に郵送通知)
- ⑤ 同意された方の名簿情報を「**避難行動要支援者同意者名簿(初版)」**として作成し、避難支援 等関係者に提供



「避難支援等関係者への名簿情報の提供に同意された方]

⑤「避難行動要支援者同意者名簿(初版)」の作成・提供

※「③避難行動要支援者名簿(データベース)」は市が管理し、災害が発生または発生のおそれが生じた場合、同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に提供します。(災害対策基本法第49条の11第3項)

避難行動要支援者同意者名簿の作成経過及び今後のスケジュール(予定)

時 期	内容
10月 ~ 11月	・関係者協議 (区長連合会役員会、民児協連合会理事会 等)
10月 中旬	・新システム導入
10月 下旬	・新システムにより対象者データの名寄せ
11月 中旬	・避難支援等関係者に、避難行動要支援者名簿及び同意者名簿の 作成及び協力を依頼(区長・自治会長、民生委員・児童委員等) ・避難行動要支援者名簿(データベース)の作成【H27.11.20】
11月 下旬	・避難行動要支援者名簿掲載者への同意確認【H27.11.24付け】 (11月24日~12月11日)
12月1日	・市広報に周知記事を掲載
12月24日	・第1回 避難行動要支援者支援ネットワーク会議の開催 【構成メンバー】 甲賀市区長連合会会長、甲賀市民生委員児童委員協議会連合会、 社会福祉協議会、消防本部、甲賀警察署 市関係課等(危機管理課、地域コミュニティ推進室、 障がい福祉課、水口地域包括支援センター)
12月 下旬 ~ 1月 中旬 2月1日現在	 ・同意された方の情報を「避難行動要支援者同意者名簿」として作成 ・市への回答数【3,867件】 うち 同意3,119件、不同意748件
2月9日	・第2回 避難行動要支援者支援ネットワーク会議の開催
2月	・「避難行動要支援者同意者名簿(初版)」を避難支援等関係者に提供

※避難行動要支援者同意者名簿(第2版)は、平成28年6月に避難支援等関係者に提供予定